

## 自由金利型定期預金規定（大口定期）

### 1.（自動継続）

- (1) 自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）のうち自動継続扱のものは、証書（通帳）記載の満期日に前回の同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金のうち自動継続扱のものの継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率において別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 2.（預金の支払時期）

この預金のうち自動継続扱でないものは、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 3.（証券類の受け入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合は、通帳の当該受け入れの記載を取消したうえ）、当行本支店で返却します。

### 4.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下 4.（1）（3）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については上記 1.（2）の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後（自動継続扱の場合は満期日）に支払います。

ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、つぎにより支払います。

- ① 預金日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70% を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後（自動継続扱の場合は各中間利払日）に支払います。

- ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日以後（自動継続扱の場合は満期日）に支払います。
- (2) この預金のうち自動継続扱でないものの中間払利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、つぎのとおり取扱います。
- ①現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- ②預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- (3) この預金のうち自動継続扱のものの利息の支払いは、つぎのとおり取扱います。
- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- (4) 自動継続扱の継続を停止した場合この預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (5) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を第5条第2項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ①預金日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 1か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 1か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- ②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日

としたこの預金の場合

- A. 1 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 1 か月以上1 年未満……………約定利率× 4 0 %
- C. 1 年以上1 年6 か月未満……………約定利率× 5 0 %
- D. 1 年6 か月以上2 年未満……………約定利率× 6 0 %
- E. 2 年以上2 年6 か月未満……………約定利率× 7 0 %
- F. 2 年6 か月以上4 年未満……………約定利率× 9 0 %

③預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 1 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 1 か月以上1 年未満……………約定利率× 4 0 %
- C. 1 年以上1 年6 か月未満……………約定利率× 5 0 %
- D. 1 年6 か月以上2 年未満……………約定利率× 6 0 %
- E. 2 年以上2 年6 か月未満……………約定利率× 7 0 %
- F. 2 年6 か月以上3 年未満……………約定利率× 8 0 %
- G. 3 年以上4 年未満……………約定利率× 9 0 %

④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 1 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 1 か月以上1 年未満……………約定利率× 3 0 %
- C. 1 年以上1 年6 か月未満……………約定利率× 4 0 %
- D. 1 年6 か月以上2 年未満……………約定利率× 5 0 %
- E. 2 年以上2 年6 か月未満……………約定利率× 6 0 %
- F. 2 年6 か月以上3 年未満……………約定利率× 7 0 %
- G. 3 年以上4 年未満……………約定利率× 8 0 %
- H. 4 年以上5 年未満……………約定利率× 9 0 %

(7) この預金の付利単位は1円とし1年を365日として日割で計算します。

## 5. (預金の解約, 書替継続)

- (1) 当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (2) 前1項にも該当せず、当行がやむを得ないと認め、この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに当行に提出してください。
- (3) 第2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意(遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。)による解約請求でなければ解約できません。ただし、

法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

## 6. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

## 7. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
  - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払請求を把握することができる場合に限りま

す。)

③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上

(令和2年4月1日現在)